

## 宇部市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱に基づく届出等の手続き

### 1 はじめに

宇部市では、市内における太陽光発電施設の設置事業の実施に伴う設置場所及び周辺地域の災害の防止や、自然環境と生活環境の保全を図ることを目的として、標記要綱を設置しています。

本手続き書は、本市で太陽光発電施設設置事業を実施される事業者の皆様が、要綱の内容を十分理解のうえ、適切に事業を進めていただくことを目的に作成しました。必要な手続等について、順を追って解説していますので御参照ください。

また、手続等の確認につきましては、別表「届出等チェックシート」を御活用ください。

なお、要綱に関する各種届出様式は、宇部市ウェブサイトからダウンロードできます。トップページの「ウェブ番号検索」で「1002456」と入力し検索してください。各書類の提出は電子データでも受け付けておりますので、御活用ください。（提出先メールアドレス：info-envi@city.ube.yamaguchi.jp）

### 2 対象となる事業

出力 10kW 以上の事業用の太陽光発電施設を設置するもの

- ・建築物の屋根または屋上に設置するものは除きます。
- ・環境影響評価法または山口県環境影響評価条例で環境アセスメントの対象となるものは除きます。

### 3 要綱に基づく手続きのながれ

#### (1) 太陽光発電施設設置の検討

太陽光発電施設設置の検討にあたっては、関係法令の遵守を徹底していただき、併せて以下の国によるガイドライン等にも従い、適切な計画策定をお願いします。

- ・資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」
- ・環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」

また、防災対策と自然環境や景観の保全のため、土地の形質変更や樹木の伐採は最小限とするよう努めてください。

#### (2) 太陽光発電施設設置事前協議書（様式第1号）の提出

太陽光発電施設設置を計画した初期段階で、太陽光発電施設設置事前協議書（様式第1号）及び添付書類を宇部市環境政策課に提出してください。

- ・再エネ法の事業認定申請を行う場合は、申請の前に提出してください。
- ・国等が実施する各種補助事業に申請を行う場合も、申請の前に提出してください。
- ・添付書類である、環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン チェックシート」はフローチャートに従って正確に記入し、以後ガイドラインを遵守してください。

#### (3) 周辺関係者への説明

円満な事業実施のため周辺関係者へ事業内容について下記基準に従って説明を行い、意向を把握するとともに合意形成した後、太陽光発電事業に関する説明会実施状況報告書（様式第3号）を作成し（5）の届出書に添付してください。

- ・自治会長に事業の説明を行うとともに、周辺関係者の範囲について意見を求め参考としてください。
- ・周辺関係者とは、隣接不動産の所有者及び居住者に限らず、事業によって影響を及ぼし得る方々となります。

- ・特に、設置区域が元農地等であった場合、水利や法定外公共物の維持管理等、周辺の営農関係者への影響が広範囲に及ぶこともあるため、農業委員へ相談し、慎重に関係者の範囲を定めてください。
- ・原則として説明会を実施してください。
- ・個別に説明を実施する場合は対面で行うこととしてください。事前に周辺関係者が在宅している時間を把握しておくなど、対面説明が実現するよう努め、ポスティング等の手法は避けてください。
- ・やむを得ない理由で対面説明ができなかった場合は、その理由と実施した対応を前述の報告書（様式第3号）に記載してください。（例：先方の都合に合わせて訪問したが面会が叶わずポスティングした。集合住宅の家主と合意を得たため入居者にはポスティングで周知した。など）
- ・次の例に示す資料等を用意して説明するなど、事業の透明性を高め、周辺関係者からの理解促進に努めてください。
  - ア 事業者の概要（会社概要、資格、資力に関する資料）
  - イ 事業区域の概要
  - ウ 発電設備設置に係る工事の概要及び設置する設備等
  - エ 事業区域及び周辺地域の景観との調和に関する設計概要又は方針
  - オ 防災上の措置に関する設計概要又は方針（造成、雨水排水に係る事項等）
  - カ 安全性の確保に関する設計概要又は方針（感電事故の防止に係る事項等）
  - キ 発電設備の維持管理方法の概要（資金計画等）
  - ク 発電施設の廃止後に行う措置に関する計画概要
  - ケ 発電設備等の構造計算に関する資料
  - コ 事前の現地踏査、地盤調査等の事業地の選定や設計に要する調査結果
- ・説明会等で周辺関係者から出された意見や要望については、社会通念上相当な範囲において、丁寧な説明と対応を行い、納得を得てください。説明会等の後に周辺関係者から確認を求められた場合等も同様に対応してください。

#### （4）標識の設置

周辺関係者との合意が形成され、諸条件が整い事業実施を決定した際は、速やかに設置区域内に事業の概要等を記載した標識を掲示してください。

- ・標識には事業者及び施設管理者の名称、所在地及び連絡先電話番号を記載してください。（別図：標識例を御参照ください。）
- ・標識は外部から見えやすい場所に、見えやすい文字の大きさを掲示してください。
- ・標識が掲示された現場写真を撮影し、（5）の届出書に添付してください。
- ・標識は日光及び風雨等で記載内容が消失することのないよう対策を講じてください。

#### （5）太陽光発電施設設置事業届出書（様式第2号）の提出

設置工事に着手する日の30日前までに、添付書類を添えて提出してください。

- ・事業実施予定箇所の現況写真には、標識が掲示されている状況がわかるものを含めてください。

#### （6）周辺関係者への追加説明（必要に応じて）

（5）の事業届後、事業計画や施工方法の変更などの諸事情により再度説明会等を実施した場合は、その説明会等に関する太陽光発電事業に関する説明会実施状況報告書（様式第3号）報告書を作成し、追加提出してください。

- ・説明会の開催は（3）に準じて行ってください。

#### (7) 施設の設置

説明会等によって得られた周辺関係者との合意と市長に届け出た内容に従い、設置工事を進めてください。

- ・施工業者には周辺関係者との合意事項を周知し、遵守を徹底するとともに、施工前に周辺関係者へのあいさつ回りを行うよう指導してください。
- ・農繁期においては、近隣での農作業の支障とならないよう配慮してください。
- ・万一、工事に起因した苦情が申し立てられた場合は、誠意を持って対応していただくとともに再発防止措置を講じてください。

#### (8) 太陽光発電施設設置事業変更届出書（様式第5号）の提出（必要に応じて）

(5)の事業届出から(9)の事業廃止届出までの間に事業の内容を変更しようとするときは、変更に係る書類を添えて届出書を提出してください。

- ・変更内容の例としては次のとおりです。
  - ア 事業の譲渡に伴う事業者の変更
  - イ 発電所名称の変更
  - ウ 発電出力の変更（出力を縮小する場合は提出不要です）
  - エ 切土盛土の追加など、災害の防止や環境の保全に係る対策の変更など
- ・事業を譲渡した際は、標識を修正するとともに、周辺関係者との合意を確実に引き継いでください。

#### (9) 太陽光発電施設設置工事完了届出書（様式第4号）の提出

設置工事が完了しましたら、添付資料を添え速やかに提出してください。

- ・完成写真には、標識が掲示されている状況が分かるものを含めてください。

#### (10) 施設の維持及び管理

施設の稼働にあたっては、適正な維持管理を行ってください。

- ・周辺関係者との施設維持管理に係る合意事項を遵守してください。
- ・万一、周辺関係者から施設に起因した苦情が申し立てられた場合、誠意を持って対応していただくとともに再発防止措置を講じてください。

#### (11) 太陽光発電施設設置事業廃止届出書（様式第6号）の提出

発電事業を終了した際は、速やかにその旨を届け出てください。

- ・発電施設が除却されるまで、標識の掲示は継続してください。

### 4 むすびに

太陽光発電施設は、一般的に10年以上に渡る長期的な運用となります。その間、周辺的生活環境を保全し、近隣住民との良好な関係を保つことが、結果的に事業収益の向上につながることであります。

宇部市は市内の太陽光発電施設の設置及び運用にあたって、必要があると認めるときは、事業者等に対し、適切な措置を講ずるよう指導及び助言を行います。

また、関係法令等に定める義務を遵守していない事項があり、その改善に係る市の指導に従わない場合は、国等へその状況や情報を提供する場合があります。

事業者の皆様におかれましては、本手引き書を参考に、安全かつ円満に発電施設を設置・運用していただきますようお願いいたします。

(別表) 届出等チェックシート

チェック項目	チェック
発電施設の出力は 10kW 以上で、建築物に設置されていない。	
資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」及び環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に従い計画を策定した。	
環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン チェックシート」を記入し、必要に応じた対策を講じた。	
太陽光発電施設設置事前協議書（様式第 1 号）を提出した。	
関係法令についての届出及び申請を完了した。	
周辺関係者へ説明を行い、事業について合意形成を行った。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会長に事業説明を行った。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業に関する説明会等を実施した。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別説明を実施した場合、対面で説明を行った。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元農地の場合、農業委員の助言に従い、地域営農者の理解を得た。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電事業に関する説明会実施状況報告書(様式第3号)を作成した。</li> </ul>	
設置区域に標識を設置し、現場写真を撮影した。	
太陽光発電施設設置事業届出書(様式第 2 号)を提出した。(工事着手 30 日前まで。)	
(必要に応じ) 事業の追加説明を行った	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺関係者から、説明内容について理解を得た。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電事業に関する説明会実施状況報告書(様式第3号)を提出した。</li> </ul>	
施設設置工事業者に工事にあたっての留意事項を伝えた。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺関係者との合意事項の周知と遵守を指示した。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工前の周辺関係者へのあいさつ回りを行ったことを確認した。</li> </ul>	
(必要に応じ) 事業の内容を変更した。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電施設設置事業変更届出書(様式第 5 号)を提出した。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を譲渡した場合は、標識の修正と周辺関係者との合意事項の引継ぎを行った。</li> </ul>	
施設設置完了に伴い太陽光発電施設設置工事完了届出書(様式第 4 号)を提出した。	

(参考) 太陽光発電設備の設置等に係る法令等

1 宇部市が担当窓口となるもの

法令等	内容	担当窓口
森林法	<b>森林等における立木の伐採の届出</b> 地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区の森林除く）内で立木を伐採する場合は、事前に伐採及び伐採後の造林の届出が必要	農林整備課 0836-67-0347
農地法	<b>農地転用の許可</b> 農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合は、市農業委員会を経由した県知事の農地転用許可が必要	農業委員会事務局 0836-34-8731
農業振興地域の整備に関する法律	<b>農用地利用計画の変更（農振除外申請）</b> 農用地区域内での設置は原則認められない	農業振興課 0836-34-8563
地方税法	<b>固定資産税（土地・償却資産等）に関する相談</b>	資産税課 0836-34-8191
騒音規制法	<b>騒音規制地域内における特定建設作業の届出</b> 作業開始の7日前までに届出が必要	環境政策課 0836-34-8249
振動規制法	<b>振動規制地区内における特定建設作業の届出</b> 作業開始の7日前までに届出が必要	
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出 周知の埋蔵文化財包蔵地で建築、土木工事などを行う場合は、着手の60日前までの届出が必要	教育委員会事務局 学びの森くすのき・ 地域文化交流課 0836-67-1277
河川法	<b>河川区域内等における占用等の許可</b>	土木河川課 0836-34-8407
道路法	<b>市道内における占用等の許可</b>	道路整備課 0836-34-8420
宇部市法定外公共物管理条例	<b>法定外公共物に係る占用等の許可</b>	
国土利用計画法	<b>一定面積以上の土地売買等の届出</b> 土地売買等の契約（予約を含む）を締結した場合、その契約した日から2週間以内に市長を経由した県知事への届出が必要 ・都市計画区域内 5,000 m <sup>2</sup> 以上 ・区域外 10,000 m <sup>2</sup> 以上	建築指導課 0836-34-8440
公有地の拡大の推進に関する法律	<b>一定面積以上の土地の有償譲渡等の届出</b> 都市計画区域内における土地の有償譲渡をしようとするときは届出が必要 ・10,000 m <sup>2</sup> 以上 ・都市計画施設内等 100 m <sup>2</sup> 以上	
都市計画法	<b>開発行為の許可</b> 面積が1,000 m <sup>2</sup> 以上で建築基準法の建築物・工作物に該当するものを設置する場合は開発許可が必要	
都市緑地法	<b>特別緑地保全地区内における行為等の許可</b> 建築物及び工作物の設置並びに土地の形質の変更等を行う場合許可が必要	公園緑地課 0836-34-8442

宇部市景観法施行細則	<b>景観計画区域内における行為の届出</b> 建築物及び工作物の設置並びに開発行為を行う場合事前の届出が必要	都市計画課 0836-34-8465
------------	--	-----------------------

## 2 山口県が担当窓口となるもの

法令等	内容	担当窓口
土壤汚染対策法	<b>土地の形質変更に係る届出手続</b> 面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の掘削その他の形質の変更をしようとするときは 30 日前までに届出が必要	宇部 健康福祉センター 0836-31-3200
森林法	<b>森林等における開発行為の許可</b> 地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区の森林除く）内で 0.5ha を超える開発行為を行う場合許可が必要。 <b>保安林に関する行為許可手続</b> 保安林における立木の伐採及び土地の形質変更並びに保安林の指定の解除をしようとする場合許可が必要。	美祢 農林水産事務所 0837-52-1070
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	<b>特別保護地区内における行為許可手続</b> 特別保護地区の区域内で工作物等を新築等する場合許可が必要	
海岸法	<b>海岸保全区域内における占用等の許可</b>	宇部
砂防法	<b>砂防指定地内における制限行為許可手続</b> 土地の形状変更及び工作物の設置等制限行為を行う場合許可が必要	土木建築事務所 0836-21-7125
地すべり等防止法	<b>地すべり防止区域内における制限行為許可手続</b> のり切り及び切土等制限行為を行う場合許可が必要	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<b>急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為許可手続</b> 土地の掘削、盛土及び切土等制限行為を行う場合許可が必要	

## 3 その他行政組織が担当窓口となるもの

法令等	内容	担当窓口
消防法	<b>消防法に基づく申請等</b> 危険物施設等に該当する場合届出又は申請が必要（蓄電池設備に一定量以上の電解液を使用する場合など）	宇部・山陽小野田 消防組合 0836-21-6111
電気事業法	<b>保安規定の届出手続</b> <b>主任技術者の選任及び届出</b> <b>基礎情報の届出</b> <b>工事計画の届出手続</b> 事業用電気工作物に該当する発電設備を設	中国四国産業保安 監督部 082-224-5742

	置する場合届出が必要(出力によって届出が異なる) 使用前安全管理検査手続 工事計画の届出をして設置や変更の工事をする事業用電気工作物で、省令で定めるものを設置する場合自主検査と記録の保存が必要	
--	--	--

別図 標識例

太陽光発電設備についての掲示			
名称			
設備 ID			
設置場所			
発電出力	kW	運転開始年月日	(西暦表示)
事業者	(所在地)	管理者	(所在地)
	(氏名又は名称)		(氏名又は名称)
	(電話番号)		(電話番号)
この施設についてのお問い合わせ等は下記へご連絡ください。			
(連絡先)	電話		